

職業教育研究開発センター(VET/RDIセンター)賛助会員規則

第1条 (目的)

本規則は、職業教育研究開発センター (Vocational Education & Training / Research Development & Innovation Center) (以下、「VET/RDIセンター」という) 運営規程に定めた賛助会員の規程 第12条に基づき、その制度の運営等について、定めるものとする。

第2条 (資格)

学校法人敬心学園VET/RDIセンターの設立趣旨・活動について賛同し、VET/RDIセンターを賛助するために入会する法人・企業や団体、または個人とする。

第3条 (議決権)

賛助会員はVET/RDIセンターが開催する会議 (VET/RDIセンター運営委員会：以下運営委員会という) における議決権を持たない。

第4条 (入会)

VET/RDIセンターの賛助会員となるためには、別に定める入会申込みを申請し、VET/RDIセンター長の承認を受けなければならない。入会を認めない場合、理由を付した書面をもって通知する。また、1年度の単位は4月～翌年3月とする。

年度途中に入会する場合は、12月までは以下の入会金・年会費を必要とする。1月以降の場合、初年度は入会金のみとし、年会費は翌年度4月より発生する。

第5条 (入会金、会費及び納入)

賛助会員 1) 法人 (法人・企業・その他団体)

・入会金 1万円 ・年会費 5万円 (1口あたり)

2) 個人

・入会金 3,000円 ・年会費 5,000円 (1口あたり)

賛助会員は、第5条で規定する金額を指定された期日までに、VET/RDIセンターの指定する方法で納入しなければならない。賛助会員向けサービスは、基本、会費納入の確認後開始する。

第6条 (退会)

賛助会員が退会を希望する場合、書面にて会員事務局へ意思表示を提示することで、任意に退会できる。ただし、既に納入された年会費は返納しない。

第7条 (除名)

賛助会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、運営委員会の議決により、これを除名することができる。その場合、納入された年会費は返納しない。また、基本第三者への賛助会員の資格の継承はできない。

1) VET/RDIセンター運営規程ならびに本規則に違反した場合

2) 第9条の禁止事項に掲げる行為を行った場合

3) 故意、過失に問わず、本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行った場合

第8条（守秘義務）

VET/RDIセンターは賛助会員の許可を得ずに、その個人情報を公開または使用することはできない。また、賛助会員はVET/RDIセンターの許可を得ずに、賛助会員として知り得たVET/RDIセンターの非公開情報等を、賛助会員期間はもとより、資格喪失後も公開または使用することはできない。

第9条（禁止事項）

賛助会員は以下に掲げる行為をしてはならない。

- 1) 賛助会員情報など、本法人へ虚偽の申請する行為
- 2) 他の賛助会員、第三者もしくは本法人の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為
- 3) 事前の許可なく本法人のロゴマークなどを、WEBや印刷物などへ転用する行為
- 4) その他、運営委員会が不適切と判断する行為

第10条（特典利用）

賛助会員は以下の特典を利用することができる。尚、4)以降は、法人賛助会員に限る。

- 1) 講習会・研修会（有料時）の受講料や資料費の会員割引
- 2) 「職業教育研究開発・ニュースレター」のお届け（年4回発行/1口あたり1冊）
- 3) 「敬心・研究ジャーナル」のお届け（年2回発行/1口あたり1冊）
- 4) 1口あたり年1回「敬心・研究ジャーナル」・「職業教育研究開発・ニュースレター」への広告の掲載ができる。（希望する号での掲載枠状況を予め事務局に確認。掲載号スケジュールを確認の上、データによる入稿をする。尚、掲載位置は基本巻末、広告である旨をページ上部に記載する）
- 5) 1口あたり年1回、VET/RDIセンター相談窓口の利用ができる。

第11条（その他）

本法人の責に帰さない活動において、賛助会員が他の会員・賛助会員や第三者に対して損害を与えた場合、本法人はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、賛助会員が本規則に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本法人に損害を与えた場合、本法人は当該会員に対して相当の損害賠償の請求を行う。

（附則）

1. 本規則は平成28年4月1日から施行する。
2. 本規則は、平成29年4月1日に改訂する。
3. 本規則は、令和1年12月1日に改訂する。